

## 大崎町利用者負担（保育所利用料）月額基準表

（保育認定）

階層	階層区分		3号認定 (満3歳未満)	2号認定 (満3歳以上)
1	生活保護世帯等		0円	0円
2	町民税非課税世帯		0円	
3	48,600円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	15,000円	
		ひとり親世帯等	5,400円	
4-1	77,101円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	22,000円	
		ひとり親世帯等	5,400円	
4-2	97,000円未満		22,000円	
5	169,000円未満		30,000円	
6	301,000円未満		37,000円	
7	397,000円未満		41,000円	
8	397,000円以上		41,000円	

（教育認定）

階層	階層区分		1号認定 (満3歳以上)
1	生活保護世帯等		0円
2	町民税非課税世帯		
3	町民税 所得割の 課税額	77,100円以下	
		211,200円以下	
		211,201円以上	

（多子世帯に係る特例措置）

年齢	小3	5歳	2歳	備考
認定区分				
1号認定	(第1子)	(第2子) 無償化		小4以上 カウントしない
2・3号認定	(カウントしない)	(第1子) 無償化	(第2子) 半額	小1以上 カウントしない

※1号認定は3階層、2・3号認定は4-1階層までの世帯は年齢制限なしでカウントします。

利用者に代わり

**大崎町が負担します**

利用料の無償化により

実質 **0円**

さらに…給食費の無償化により

実質 **0円**

＜保育所利用料の算定について＞

- ・ 保育所利用料は、世帯の町民税の所得割課税額（住宅借入金特別控除・配当控除など税額控除前）で決定します。
- ・ 祖父母等と同居している場合、祖父母のうち最多所得者の収入も含めて算定する場合があります。（世帯分離していても同一敷地内居住の場合は同居とみなします。）
- ・ 保育所利用料は9月に新年度に切り替えます。4～8月までは前年度、9～3月までは現年度の税額を基に算定します。
- ・ 入所児童1人目（全額）、2人目（半額）、3人目以降（無料）になります。

＜副食費について＞

- ・ 3号認定の副食費は利用料に含まれます。1・2号認定の副食費は園により金額が異なります。